慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	中華人民共和国土地改革法と「富農経済」保存政策
Sub Title	On land reform acts and market economy in people's republic of China
Author	平野, 絢子
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1958
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.51, No.5 (1958. 5) ,p.434(62)- 449(77)
JaLC DOI	10.14991/001.19580501-0062
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19580501-0062

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

中華人民共和国土地改革法と「富農経済」保存政策

平野絢子

一、土地改革の経済的根拠
二、「暫行土地法」に始まる一連の土地改革と
その直接的諸結果
三、社会主義への過渡的土地所有形態としての
小農民的土地私有と小商品生産
——中華人民共和国土地改革法の性格——
四、農業の社会主義的改造をめぐる諸問題

一

一九四九年一〇月一日に中華人民共和国中央政府が成立し、その翌年六月にその経済体制の基礎を形造る中華人民共和国土地改革法が公布せられるまでに行われた土地改革実施の時期とその基礎になった法律は後述（注14）の如きであるが、それらのいわば人民民主主義的土地所有への移行のプロローグとしての改革がどのような内容をもってどのように実施されたかを検討し、その本質的意義を確認しておくことは中華人民共和国土地改革法の性格と、その人民民主主義経済における役割の理解へ接近するうえで不可欠の前提をなすものと考えられる。したがって本章においてはその改革を必然化した当時の農業構造を考察したいと思う。民国二十三年八月（一九三四年）全国経済委員会の資料(注1)によれば、一〇畝(ムー)（我が国の六反二畝強）の耕地所有農家は全体の五九・六％、二〇畝(ムー)（一町三反弱）以下が八〇・七六％を占めているが、これらの所有する耕地は総面積の前者が一七・六三％、後者としても三七・四三％しか占めていない。別な資料(注2)によれば僅か三・五％の地主と六・四％の富農（兼地主）が総耕地の六三・八％を所有し、総農家中の七〇％を占める貧農、雇農が僅かに一八・四％の耕地を所有するにすぎない。これら無地少地の農民はその殆んどが佃農（小作）（全く土地を有せず又は一畝(ムー)以下の土地所有者の小作農、全農家の四一％—全国平均—）として、一部は雇農（被傭農業労働者九％）として、地主或いは地主的富農の支配の下に経済外強制（地主直属の自衛武力—官警察力）を通じて五〇％を上まわる高率小作料収取を余儀なくされていたのである。中国においては農業技術がおくれ、化学肥料は勿論厩肥投下も行われず粗放経営であり、収穫量は水田地帯においてほぼ我が国の 1/2 に匹敵（革命前）した。だから最低の農家経済再生産可能限界規模といわずどうにか餓死しないで食べてゆくにぎりぎりの面積は南中部米作地帯で一〇畝(ムー)以上、北支の畑作農法においては二十畝(ムー)以上を必要とするから、(注2)全農家の五九・六％を占める一〇畝(ムー)以下の農家の経営規模の零細度は追って理解することができよう。更にこの一農家当りの経営耕地は六〜二〇筆にも分散しているのを常としていたのであった。(注4)「その不可避的結果は小経営の停滞、技術の極度の低位に現われる後進性である」。このような状態においては、「小規模生産の中にひそむ生産力発展の一切の潜在的可能性の実現」を阻んでいる地主所有地の直接生産者への分配——「耕者有其田」、「計口授田」(注5)——こそ焦眉の緊急問題でなければならなかった。

しかしながら一部には佃農が一般に農業経営者として考えられるということから、田租（小作料）の本質はすでに資本主義的であり、当面する問題は土地の分配ではなく資本の分配であると主張する人々があった。(注6)この主張は、農民の過半数を占める佃農（小作）(注7)が時には武力まで伴った経済外強制を通じてその剰余労働のすべて、必要労働部分まで喰いこんで生産物の形態で或いはその本源的形態である労働のままで地主に収取されていた事実——封建地代範疇に属する小作料として実現する土地所有の半封建的性格——を無視した議論に立脚している。従って生産力の発展を阻害する実体を把握できず只資本の欠乏にその原因を求めるために、土地租入の二つの型——「農村経済における正反対の意義を有する二つの形式」——を類別しえなかったのである。土地を租入する農家には二種あるので、第一は資金と農具（資本）を有する富農で農業経営拡大のために借地するが、その租入地は「資本の担い手としての」生産手段であり、他人労働を収奪することによって資本に転化する。第二の場合は土地を殆んど或いは全く有しない貧農がその農奴的生活維持のために借地するもので、土地そのものとしては生産手段であるが佃農にとっては資本への転化の可能性をもたない、いわば生活手段に他ならず、かえって無制限に収奪される軛である。第一の租佃（借地農）の増加は農業における資本主義の発展を表示するが、第二が支配的に存在するということは前資本主義経済の支配的影響を表示しうるにとどまる。当該段階の中国においては全借入地の僅か九・二％が富農の手中にあり、残余は中農とくに貧農の手にある以上十中九つまで中国の租佃制度は農業経営拡大のためではなく、単に生活維持のために存する第二の型に属することは明らかである。このことは他面中国における富農が数としても少ない（農家戸数の六・四％）だけでなく、田租の高率と商品経済の農村浸透の微弱から常に雇傭労働力によって経営耕地を拡張するよりは土地を租出しようとする地主的性格を有しており、一九二九年の無錫の統計では所有

耕地の平均五六・七%を租出しており、富農の租入地は経営耕地の九・二%にすぎないが、他方土地改革直前の帝政ロシア農村においては、富農がその経営面積の五九%を借入れ農業労働者を雇傭して商品生産を行っていた。ここに改革前の中国富農の性格と中国農村における役割をうかがうことができる。

（注1） 土地委員会 全国土地調査報告綱要。内政部及び財政部による一六省（河北、山東、河南、山西、陝西、江蘇、安徽、江西、湖北、湖南、浙江、福建、広東、広西、察哈爾、綏遠）の調査に基くもの。田辺勝正「支那土地制度研究」三三六頁。

（注2） 薛暮橋「支那農村経済概論」三一頁。

（注3） 長野朗「支那土地制度研究」九六頁。

（注4） 孫暁村「現代中国的土地問題」、李景漢「定県土地調査」（共に一九三六年）、「中国農村問題」九〇頁。

（注5） 孫文の土地政策。中心は「地権平均説」で、土地を合理的価格で国有とし耕作農民に分配しようとした。しかし土地集中の経済的基盤を明らかにすることなく、地価の騰貴を抑える役割しか現実には果さなかったので、新官僚制度の下、国民党の土地政策の根本理念となっても何ら実を結ばなかった。これを実現したのが中華人民共和国土地改革法である。

（注6） 趙槑僧「中国土地問題的本質」「中国農村」第二巻第五期（一九三六年）「中国農村問題」八五頁。

（注7） 「直接生産者が自己の生活資料に必要な生産手段および労働条件の占有者となっているいかなる形態においても生産手段の所有関係は同時に支配隷属の関係として現われ直接生産者は非自由者として現われざるをえない」。「こうした条件のもとでは名目的土地所有者のための剰余労働は経済外的強制によってのみ彼らから強奪される」。K. Marx, "Das Kapital". Volksausgabe besorgt vom Marx-Engels-Lenin-Institut. Bd. III. S. 841. 長谷部文雄訳・第十三分冊 一一一五—六頁。明らかに当該段階の佃農の支払う地代は賦役或いは生産物の形態をとっており、剰余労働の支配的・通例的形態であって「平均利潤の超過分」でも、「平均利潤からの一控除部分」でも「平均利潤のうちで実現される唯一の部分」（分割地農民の支払う地代）でもない。従ってその佃農の当面する問題は半封建的土地所有関係の廃棄である。

二

土地改革のはしりとしてはすでに（注5）で述べた地権平均説に基く土地政策、即ち国民政府の二五減租政策[注8]（一九二七年）、土地法[注9]（一九三〇年）があるが、前者は小作料のすえおき軽減に限られ、徹底せず、更に土地法は一九三六年まで施行が延期された上、翌年支那事変の勃発によって中止され全くその実をみなかった。従って本格的な土地改革は一九三〇年五月全国中華ソヴェト区域代表大会を通過し、九月の中央準備委員会で修正された「暫行土地法」に始まる。本稿ではその後の一連の土地改革の個々の内容を分析することを目的とせず「富農経済」との関連を考察し、本章では人民民主主義の土地改革としての意義を小土地私有と小商品生産の視角から接近する為の問題点を整理する。

土地改革がどのような階級によって、どのような目的をもって、またどのような時期に実施されたかということは、いかなる場合にも土地改革の評価にとって重要な基礎条件でなければならない。特に「プロレタリア革命に成長転化するブルジョア民主主義革命」[注10]にせよ、「ブルジョア民主主義的任務の広汎な遂行をともなうプロレタリア革命」[注11]にせよ、人民民主主義革命の第一段階の性格を規定すべき重要な役割を有する土地改革の場合は尚更である。

革命根拠地に樹立された中華ソヴェト共和国による「暫行土地法」（一九三〇年九月）に始まり、五、四指示[注12]（一九四六年五月）、中国土地法大綱（一九四七年一〇月）から中華人民共和国土地改革法（一九五〇年六月）に至る一連の土地改革に共通する基本的な特徴は、労働者階級と貧農を軸とした農民の「勤労者勢力」が〃それなしには次の段階に移行しえない、人民民主主義革命の第一段階における決定的な布石として行った土地改革〃[注13]の主役を演じたということであり、全地主貸付地の無償没収と無地少地の農民への分配、すなわち半封建的土地所有関係の根本的な払拭と農民的土地所有の実現をその目的とした点である。[注11] すなわち一方では「自らは労働に参加せず、小作料によって生活する」[注15]ものの土地私有地、公有地（寺院、廟宇、祠堂、学校、教会、団体、氏族共有地）はすべて村ソヴェト大会において（暫行土地法）、郷村農民大会において（中国土地大綱）、郷農民組合が郷或いは郷に等しい行政単位（村）において（中華人民共和国土地改革法——以下土地改革法と呼ぶ——）接収され、他方全耕地が人口、労働力に応じて（暫行土地法）或いは人口に応じて（土地大綱）無償で平均分配された（土地改革法では没収地のみ人口に比例して平均分配）。ここにブルジョアジーの存在を無視できないために有償収用か又は無償没収しても有償分配の形をとらざるをえなかった東欧諸国（ブルガリア、〔ファッシストの外は有償収用〕ポーランド、チェコスロヴァキヤ、ハンガリー、ルーマニア）に対して無償没収、無償分配を行いえた中国の権力の性格（中国経済の諸条件を含めて）が明確に打ち出されている。山林、水利施設、芦地、果樹園、池、荒地も農地に準ずるが、大森林、大水利施設、大塩田、鉱山、大牧場、大荒地及び湖沼、港湾などはすべて国有とし、政府が経営管理する（土地大綱第九条、土地改革法第一八条）ことは「あらゆる地主の土地所有権は廃止」（大綱第二条）され、「耕者有其田」の土地制度（同第一条）、すなわち「農民的土地所有制が実施」（土地改革法第一条）（＝近代的小土地私有の実現により小農民経営様式における生産力発展の基礎条件が確立）されたことを意味するわけである。尚地主の家畜、農具、不要と認められる家屋、食糧も没収分配された〔「大綱」第八条、「土地改革法」第

二条、(一部資本の再分配)」。

これら一連の土地改革に共通して更に特徴的なことは、新分配地、旧所有地を問わずすべての土地所有者が土地を自由に経営し、売買し、賃貸する権利が承認されている点[注16](「土地大綱」第一一条、「土地改革法」第三〇条)であって、東欧諸国の土地改革において各国が「新分配地あるいは所有地の売買、分割贈与、抵当など土地移動を禁止ないし制限した」[注17]のといい対象である[注18](後述)。

土地改革の直接的諸結果。没収、再分配の総面積は約七億畝で約三億人の無地少地の農民に分配された[注19]。このような分配によって河南省では耕地総面積の三七%が、湖北省では四一%が、湖南省では四五%が、江西省では四六%が、広東省では五六%が、広西省では四一%がそして中国全体についてみれば耕地総面積の四三%が地主から農民の手に移った[注20]。「年々地主に年具として収められた三千万トン以上の食糧」[注21]が農民の手に渡ることになる。これは一人当り(人口比例分配であるから)地域によって異なるが湖北、湖南省に例をとれば約二〜一・六畝(約一反二畝)(家族が少なく一人或いは二人の場合は余分に分配されるから一戸当り四人として約四反八畝)新たに分配されたことになる[注22]。これは「暫行土地法」の如く貧農に分配の優先権を与えず(東欧は優先)、又地主、農村残留の商工業者及び労働者家族、反革命分子、戦犯の家族にもそれぞれ農民と同様な一人分の土地および生産資材を与える(土地改革法第一〇、一三条)ことから被分配者の数が膨大になったことにもよるが、改革の徹底さにも拘らず一戸当りの平均分配量は決して農業経営にとって十分土地を保証したということはできないであろう[注23]。土地の分配によって貧農が中農に上昇し、村落における階級構成はいちじるしく変化[注24]したにも拘らず、土地改革は「機械化にとってはあまりに小さすぎ、集約化にとっては余りに貧しすぎる多数の零細ないし小経営の存在」という事実を変えるものではなかった[注25]。従って「農業生産力増大のために必要かつ十分な規模の農場」や「技術的進歩・機械化」をそれ自体内包してはいない点において、つまり「経済的見地」からは「究極的解決」ではないのである。土地改革はそれ自体では半封建的土地所有関係を根本的に農村から払拭し、小農民経営における生産力発展の桎梏としての過重な地代(支配的・通例的な剰余労働の収奪)を解消せしめることにより、そこから新富農と貧農への新たな階級分解を通じて当該農業が小土地私有＝小農経営の有する「労働の社会的生産諸力の発展・資本の社会的集積、科学の累進的応用の排除」[注26]から脱却し、大規模生産―大農機械の収用と生産力の飛躍的発展へ到達する道をひらく「必要な経過的」役割を有するのみである。このことは、もとより土地改革が中国の人民民主主義革命第一段階における決定的な布石であり、その徹底さがその革命の成否を左右するという大きな意義を否定するものでないことは勿論である。しかし人民民主主義革命における地主所有地没収地の分割＝小土地私有――小商品生産の小農民経営という図式は必ずや従来の半封建的地主・小作関係に代る富農(資本家的経営者)・貧農(農業労働者)の基本的対立を顕在化し、尖鋭化せしめる。旧富農の経営耕地(労働力を雇傭して耕作する)や小量の貸付地を保護(土地改革法第六条)する一方、土地の売買、賃貸を承認する(同第三〇条)中国においては、階級分化の進行が推しすすめられ新富農化傾向(新たな「農業における資本主義的搾取関係」の成立)が現われて来たことは理の当然と言わなければならないのである[注27]。

(注8)　従来の小作料の二割五分を軽減しようとするもので、政府の修正案によれば小作料は収穫の五〇%を最高とし凶作の時は減免する。田辺勝正、前掲書、五五八頁。

(注9)　すでに根拠地からひろがる中華ソヴェトの土地解放政策の進行に対して国民政府は従来の微温的対策では抗しえなくなり公布した。小作料の最高額を三割七分に引下げたが、小作料の滞納によりただちに契約解除など基本条件に変化していない。

(注10・11)　「資本主義の全般的危機のもとでのブルジョア民主主義の徹底がそれ自体ブルジョア民主主義の否定を意味するものであることは周知の事実である」。(注10)の場合は労働者階級と農民とが権力の主体であって先ずブルジョア民主主義的な広汎な任務が遂行される。この場合には土地改革はそれなしには次の段階に移行しえないものとして存在する(A型)。(注11)の場合は労働者階級による権力樹立の下広汎な農業＝農民運動の指導が行われ農民の協同組合化とその生産的統合が農業革命として社会主義建設の任務のうち大きな役割を有する(B型)。この場合土地改革は「通りすがりに」遂行される点が前者と異なる。これらの型はそれぞれ「その国における経済的発展水準の如何と、権力が如何なる階級に握られているか」によって客観的に規定されることである。宇高基輔「東欧諸国における土地改革と農業の社会主義的改造」「変革期における地代範疇」二三、一一五、一二二頁及びレオ・フィギュール「社会主義的民主主義の一形態――人民民主主義権力」勝辺元・安藤正明訳編「人民民主主義国家論」七一頁参照。

(注12)　抗日期の土地政策であるために、農民の利益擁護――減租減息(小作料二割五分引下げ、利子一割以下へ)――は地主・富農の利益保障――交租交息(小作権耕作権契約確立・封建的搾取厳禁の上での小作料・利子の支払い)――を伴って現われる(「土地政策に関する決定」一九四七年一月前掲「資料集」四頁以下)。又富農の自作地は解放の対象にならなかった。この方針の結果抗日の統一は崩れず、一部の行きすぎの他は大した摩擦なしに解放地区では次第に土地所有の不均衡は是正され六割近かった貧雇農は一三%に減少した。地主の人権、参政権、土地所有権、財産所有権(売買、質入れをふくむ)の保証が前の「暫行土地法」に対して基本的に異なり(「資料集」八頁)戦時の特殊事情によるから土地改革の系列の中から一応除外する。

(注13)　革命前における中国は進んだ資本主義国家でない(近代工

業は国民経済総生産額の約一〇%)のはもとより、社会主義建設のために必要な最少限度の物質的前提をもつ「中位の資本主義的発展段階にある国家」でさえもない半封建農業国家であった。従って新民主主義共和国は(注10)のA型をとって成立し、その歴史的任務は「社会主義革命に必要な諸条件の準備」(毛沢東「現情勢とわれらの任務」一九四七年末)にある。「中国では民主主義のために闘う期間はなお長期にわたるものであり、新民主主義的連合統一の国家なくして、新民主主義的国家経済の発展なくして、私人資本主義経済と協同組合経済の発展なくして……一言にすれば新しいタイプの、ブルジョア的性質をもつ徹底した民主主義革命なくして植民地・半植民地・半封建的廃墟の上に社会主義社会を建設しようとしても、それは全く空想でしかない」(一九四五年)毛沢東「連合政府論」毛沢東全集第六巻一八八頁。

(注14) 「暫行土地法」(中華ソヴェト共和国土地法)(一九三〇年全国ソヴェト区域代表大会通過)第一条。「中国土地法大綱」(一九四七年九月中共全国土地会議通過)第一、第二条。「中華人民共和国土地改革法」(一九五〇年六月中央人民政府公布)第一条(「地主階級の封建的搾取の土地所有制を廃止し、農民的土地所有制を実施し、それによって農村の生産力を解放し、農業生産を発展させ、新中国の工業化のために道をひらく」)。

(注15) 「暫行土地法」における地主の規定。富農の貸付地も入る。「中国解放地区土地改革関係資料集」一頁。之に反し「中華人民共和国土地改革法」では富農の貸付地が余り多くない場合は没収しないし、財産は保護し、侵害してはならない(第六条)。「現代中国法令集」六五頁。

(注16) 「暫行土地法」の五月提出の案ではこれらが禁止されていたのが九月の中央準備委員会でその条文が削除された。当時の指導部の動向として注目されている。前掲「土地改革関係資料集」四頁。

(注17) 宇高基輔、前掲書、一二二頁。

(注18) 一九二二年三月三〇日公布の「全露社会主義連邦ソビエト共和国土地法」によると社会主義化の過程として次の点が根本的に異なる。「土地、地中埋蔵物、水面および森林の私有権は永久にこれを廃止する」(第一条)。「すべての土地は何人が管理するに属するを問わず労農国家の所有とする」(第二条)。「利用しうべき土地は単一の国有土地資本となし、農務人民委員部およびその地方機関の管理に属するものとする」(第三条)。「土地使用権は耕作しようとする全人民に附与する」(第九条)が、「その権利の対象たる土地を売買、遺贈、担保にすることはできないし、違反した場合は処罰没収される」(第二七条) 農林省農地局訳「ソヴェト土地法」。

(注19) 廖魯言「三年来の土地改革運動の偉大な勝利」、「中国における人民民主主義の建設」中国研究所、四六頁。

(注20) 中国年鑑、一九五五年版、二八〇頁。

(注21) 廖魯言、前掲書、四六頁。

(注22) 中国年鑑、前掲書、二八〇頁。

(注23) 従来の一経営面積平均が一〇畝(六反二畝)で八畝を加えて我が国の一町一反程度であるが、すでに述べたように、生産量(反収)が約半分(革命前)では六反分にしか当らず改革後の生産力の向上を余程期待せねばなるまい。

(注24) 改革前総農家中貧農70%、中農20%(陶氏による)が改革後逆転して東北地区においては貧農二六~四〇%、中農60~70%(一九五〇年)(新華月報一九五一・五)(中国年鑑)。

(注25) 「暫行土地法」の段階においては、土地分配に当って「大きな農業経営を分配してしまうべきでなく集団的な農業経営、生産上の互助協同の組織等を組織して生産を集中し、生産力の分散をさけるべきである」(「暫行法」第五条解釈(三))という立場が主張されていたために、一部の地方では「李立三方針」と呼ばれる誤謬、すなわち強制的に農業を共同経営化し、集団農場化してゆこうという方針が現われた。しかし一連の土地改革の基調は、土地の国有化、或いは大規模共同経営化の方向ではなく、農民的土地所有(小土地私有)、小農民経営の存続であった。生産力の発展を期待する余り土地国有化=集団農場化(ソヴェト農場・トーズ・農業アルテリ・コンムーナ)を急いだ(一九一九年土地社会化に関する法律)ために第一次大戦による農具、労働力の不足も手伝って農業を荒廃せしめたソヴェトの経験、一九一九年のハンガリー革命の失敗などに基いているが、基本的には中国人民民主主義革命の性質(注13)による。

(注26) a.a.O., S. 859, 第十三分冊一一三七頁。

(注27) 「土地改革は封建的な私有財産を廃止しただけであって決して資本主義的な私有財産を廃止したのではない。土地改革後に新富農がうまれることは社会経済発展の必然的な法則である」「東北の農業生産にたいする基本的な総括および明年の生産任務についての決定」(一九四八年一二月)(傍点引用者)。

三

一九四九年一〇月一日に中華人民共和国中央人民政府が成立した。(注28) その「経済建設の根本方針は公私兼顧・労資両利・城郷(都市と農村)互助・内外交流の政策によって生産発展・経済繁栄の目的を達成すること」であり、「国家は経営範囲・原料供給・販売市場・労働条件・技術設備・財政政策・金融政策などの面において、国営経済・協同組合経済・農民および手工業者の個人経済・私的資本主義経済および国家資本主義経済を調整し、各種の社会経済的要素が国営経済の指導のもとで分業・協業し、それらのものがそれぞれその所を得るようにさせることによって、社会経済全体の発展を促すようにしなければならない」(注29)(傍点引用者)という。「人民民主主義革命の発展は種々の人民民主主義国においてそれぞれ特殊性をもつ」(注30)が、人民民主主義の二つの発展段階の第一段階――ブルジョア民主主義の諸課題の完成が優先する時期(注31)――が中国では「おくれた半封建植民地社会から社会主義社会への過渡期」(一九五二年ま

で）[注32]として考えられるならば、「民族資本主義の発展の歴史的桎梏が基本的に廃除され資本主義発展の道がはじめて清掃され」るという客観条件の下に「労資両利」政策がとられるところに中国の特殊性が見出されるのである。けだし「より進んだ社会主義革命の段階にある資本主義国家、だが小商品生産が優勢を占める国家においては資本主義の一定限度の発展が不可避的だという見地からネップの初期に資本主義的要素の一定限度の発展をゆるし、それを利用する政策が当然浮び上る」が、「東欧諸国のように矛盾が尖鋭化した、進んだ資本主義国家の過渡期においてはプロレタリア階級にとってもはやその条件が現実には存在しない」[注33]からである。

このような諸条件の下に翌一九五〇年六月「中華人民共和国土地改革法」が公布施行された。本法はすでに述べた「暫行土地法」より始まる一連の土地改革の、これら諸条件に適合せしめられた総括であり、「過渡期第一期」経済政策の基本方針の実現でもある。その一般的内容については前章でまとめてあり、本章ではその役割を前記諸条件（ネップ第一段階から第二段階への移行）との関連において富農経済保存政策の面から考察して行きたい。

「土地改革法」の中心は「地主階級の封建的搾取の土地所有制を廃止し、農民的土地所有制を実施し、それによって農村の生産力を解放し、農業生産を発展させ、新中国の工業化のために道をひらく」（第一条、傍点引用者）ことに示される。それは第一に直接生産者による生産手段の完全な所有、小経営様式の下における生産力発展のための完全な条件の実現[注34]であり、他方〃国営経済の指導の下における協同組合経済、個人経済、私的資本主義経済および国家資本主義経済が分業・協業する社会経済〃における広汎な小商品生産の成立である。換言すれば、「土地改革法」成立後において中国に支配的に存在するようになった小土地私有――小商品生産を行う小農民経営は基本的な国民経済の質を除外して形態的にみれば、古典的ブルジョア革命後に支配的に現われた「封建的生産関係から完全に脱却した」自営農民の自由な土地所有に立つ「分割地農民」――かの歴史的意義を担う[注35]――と全く同一である[注36]。

「土地暫行法」では富農の貸付地、労働力を雇傭して耕作した経営耕地を没収し、自ら耕作する耕地だけを残し（第一条の2）、比較的劣等地を分配、税額は累進税の原則によるから富農は一般農民よりも多く負担することになる（第六条の3）。又この草案ではすでに述べたように（注16）、土地の売買、貸付、担保入れを禁止の条文があり、本案で削除されたことも土地の移動による農民層の分解を防ぐ方針を示していた。しかし「中国土地大綱」においては富農の場合「当該農村の農民平均水準をこえる所有地、家畜、農具、家屋、食糧」（第二条、第八条）を没収し、人口に比例して農民と同等の条件と比率で分配に参加する[注37]。すなわち富農に対する差別待遇はなくなり（地主でも生活保障のための土地分配がある）、「土地の売買、特殊な条件の下における賃貸の権利が承認される」（第一二条）ことが明記された点で異なっている。

これに対して中華人民共和国土地改革法では「富農の土地及びその他の財産は原則としてそのまま富農の手に残す、雇傭労働力により耕作する土地、少量の貸付地も没収しない」（第六条）という項目を設定した所に以前の土地法に対する特色がある。これは第三〇条の「土地の自由な経営、売買および賃貸の権利の承認」（限定のない点で土地大綱と異なる）と対応した明らかな富農経済保存政策に他ならない。従って労働力を雇傭して商品生産を行い経営規模を拡大再生産する可能性が土地移動の自由[注38]を伴うから、直接生産者による自由な農民的土地所有の出現も新たに富農という「農業における資本主義的搾取関係」の形成と貧農雇農への転落という農民層分解により、近代的大土地私有にとって代られる[注39]ことにもなりかねない。それを内包した土地改革法の意義について、われわれは再び中華人民共和国の本質とその段階――ネップの第一期[注40]及び土地改革法の位置を想起しなければならないのである。新民主主義段階における「富農経済」保存の目的は何か。その条件は何か。

「暫行土地法」の段階においては農業における基本的生産関係が、「直接生産者の生産手段であり生活手段である土地」を地主が所有し、経済外強制を通じてその剰余労働のすべてを小作料として収取するという封建的地主小作関係であったから、その基本関係を消滅根絶させることを主要目的とした。第一章でふれたように革命前の旧富農は数も少なく（総農家戸数の六・八％）、その性格も、所有地に加えて更に土地を借入れ雇傭労働力により拡大再生産を行おうとするロシアの富農と異なり小作料めあてに所有地を貸付けようとする地主的色彩がきわめて強かったために、土地政策としては富農を地主から区別し中立化させる方針に立ちながらも、革命の初期である中華ソヴェトの段階では富農の地主的基盤を限定せざるをえなかった。が、「土地政策に関する決定」（一九四二年）の段階となると抗日期における農民戦線統一という点もあり、富農は「その生産様式が資本主義的であるから、その限りでは新民主主義政権に連合」しうる基盤があることが強調されるようになった[注41]。更に中央政府成立（一九四九年）後は政治経済情勢が変化し、各民主階級・労働者階級・農民階級・小ブルジョアジー・民族ブルジョアジーの統一を前提として一般にいって「富農の中立をかちとる」[注42]ことができるようになったから、それ以後の富農経済保存政策（土地改革法）はネップ第一段階における資本主義的要素残存の一般的理由と同じく、一方的に農業生産力発展のための役割[注43]を果すに必要な措置であった。しかしすでに個人経済、私的資本主義経済は国営経済の指導の下に社会経済の一分業、協業部分でしかなくなっており、富農経済はその限界内でのみ存続しなければならず、資本主義形成期における客観的諸条件とその展望が明確に異なっている点が強調されねばならない。当局は「現在の政策が富農経済の存続、発展をゆるしてはいるけれども、決して富農経済の発展の道に沿って歩む事を希望してはいない」[注44]のである。

すなわち一方では残存する資本主義的要素の悪い側面――商業的

搾取、糧穀の買いしめ、買いだめと投機、高利貸——は小土地私有=零細経営の一般農民に対して激しく分解作用し、西宿郷では一一戸の新富農が形成され、そのうち五名は投機買いしめなど商業活動を始め四名は土地を購入して商品生産を行い経営を拡大したが、他方土地を売却したもの三九戸、高利の金を借りたもの五七戸で二戸の貧農が雇農に脱落した。[注45] 商品経済に対決する広汎な中国の小農民経営——「土地その他の生産手段の集中を排除すると同様に、同じ生産過程の内部における協業や分業、自然にたいする社会的な支配や調整、社会的生産諸力の自由な発展をも排除する」[注46]——が階級分解を通じた大経営による生産力の発展（資本主義的な道）でなくて大規模農業にいかにして移行しうるか。「みずから働いてえた・いわば個々独立の労働個人と彼の労働諸条件との癒着にもとづく・私的所有」[注47]がいかにして「他人の・しかし形式的には自由な・労働の搾取にもとづく資本制的所有によって駆逐され」[注48]ずに新しい集団的人民的所有[注49]に移行しうるか。「小農経済が農民の天国ではなく資本主義がそこから発達して行く温床である」[注50]ことを知らず、「土地を手に入れたことに満足して二つの道のあいだの十字路をさまよっている」[注51]農民を組織して階級分解による貧農への転落を防ぎ、かちとった土地を守りつつ農業の社会主義的改造を行う農業協同化の方向が打ち出されねばならない。[注52]

「一九五二年末をもって新民主主義革命の諸任務ならびに経済復興の任務を基本的に果し」（過渡期第一段階完了[注10参照]）、一九五三年には資本主義を漸次消滅せしめるための諸条件が一応準備されて社会主義建設——過渡期第二段階に入ったものとし、「憲法の公布（一九五四年）をその事実の反映と考える」[注53]ならば、土地改革法によって示された「富農経済保存」政策（農業部門におけるネップの第一段階）はもはやその役割を完了した。「国家は富農経済にたいしては制限と一歩一歩絶滅の政策をとる」（「中華人民共和国憲法第八条」）のである。

（注28）「労働者階級・農民階級・小ブルジョアジー・民族ブルジョアジーおよびその他の愛国的・民主主義的な人々の人民民主統一戦線の政権」（「中国人民政治協商会議共同綱領」（一九四九年九月二八日）前文」による「新民主主義すなわち人民民主主義の国家」（同第一条）。それは「過渡期の国家」（マルクス「ドイツ労働者党綱領」「一八七五年のゴータ綱領」マルクス=エンゲルス選集一二巻、上二五四頁。レーニン二巻選集第二巻10二九頁。「人民民主主義国家論」前掲書、六九頁参照）である。

（注29）「中国人民政治協商会議共同綱領」第二六条、「現代中国法令集」三五頁。

（注30）「国家と法の理論」藤田勇訳下三八五頁。

（注31）前掲「人民民主主義国家論」七一頁、二〇三—四頁。

（注32）「過渡期における総路線についての基本的認識」新民主主義経済研究会編訳「中国革命の理論」上八四—八八頁参照。高橋勇治「中華人民共和国の本質」「人民民主主義の研究」上 六三—六四、七九頁。

（注33）中国の場合、過去の官僚独占資本の発展は中国資本主義の「不能発展の産物」（陳伯達「四大家族」）であり、「新民主主義革命のための十分な物質的条件を準備するもの」（「毛沢東」）であって中国の工業的発展を停滞せしめていたものは民族資本の矛盾ではないところに「労資両利」政策を実現せしめる現実的可能性があった。

沈志遠「国家資本主義の性質に関する問題」「中国革命の理論」上二〇頁。「人民民主主義の発展における新しい諸契機」研究資料「人民民主主義から社会主義へ」六—七頁。

（注34）「自営農民の自由な所有はあきらかに小経営のための土地所有の最も正常的な形態である。土地の所有がこの経営様式の完全な発展のために必要なのは用具の所有が手工業的経営の自由な発展のために必要なのと同様である」。a.a. O., S. 859. 第十三分冊一一三六頁。

（注35）小林昇「分割地農民の歴史的意義」、商学論集第一八巻第二号 九—一〇頁。

（注36）レーニン「農業問題体系」第二巻六二五—二七頁。全集第一三巻二八七頁。上原信博「『土地国有論』と『二つの道』の論理」「変革期における地代範疇」三一二、三一六頁。

（注37）「東北解放区土地法大綱実施補充弁法」(六) 前掲「資料集」「中華人民共和国土地改革法と「富農経済」保存政策一六頁。

（注38）東欧の土地法はすべて制限あるいは禁止している。宇高基輔、前掲書、一二二頁。

（注39）Das Kapital, a.a.O., Bd. I. SS. 752～754. 長谷部文雄訳「一三六—四〇頁。SS. 801～804. 一一五七—一一六〇頁。イ・レーニン著、大山岩雄・西雅雄訳、「ロシアにおける資本主義の発展」上、二五—二八、七五、一二九、一五八、二一九—二二〇、二二二、二三〇頁。

「土地改革は封建的な私有財産を廃止しただけであって決して資本主義的な私有財産を廃止したのではない。土地改革後に新富農がうまれることは社会経済発展の必然的な法則である」「東北の農業生産にたいする基本的な総括および明年の生産任務についての決定」一九四八年一二月（傍点引用者）。

（注40）半封建的植民地国家の新民主主義革命の第一期においては社会主義的国営経済の創出は直ちに「資本主義から社会主義への過渡期=社会主義建設期」への移行を標示するものではない。そこでは「資本主義的要素に一定の制限を加えながらこれと提携し、その発展を援助して経済的後進性を克服する一定期間の介在が不可避的である」。高橋勇治「中華人民共和国の本質」前掲書七六頁、フィギュール、前掲「人民民主主義国家論」八五頁、毛沢東全集第四巻八三頁。（注13）（注33）参照。

（注41）劉少奇「土地問題にかんする報告」「新中国の土地問題」二

四頁。「この富農保護政策は、土地改革運動においては地主を全く孤立させ、土地改革後には農業生産の回復と発展に有力な作用を果した」。たとえば「北京市郊外地区における土地改革についての総括」（一九五〇年）「中国経済年報」11　一一七頁。これに対しロシアの富農クラークについて James Mavor, "An Economic History of Russia," voulme two, pp. 277〜279. ネップにおける位置は、Maurice Dobb, "Soviet Economic Development since 1917," pp. 105〜106, 145〜146.

（注42）　劉少奇、前掲書、二二頁。

（注43）　すでに前章で述べた如く土地改革はそれ自体では生産力発展の可能性を与えるにすぎず、零細経営資金の欠乏、技術の低位を改善する経済的根拠にはならない。それに対して「比較的優秀な生産用具と流動資本をもち」（畜力、犂、揚水機）。張根生「中南地区農村の状態から土地改革法をみる」一九五〇年一〇月）（化学肥料も使用する―抗州三角地帯）雇傭労働者を使用しておこなう富農の農業経営は一般に単独小農民経営より大きい生産力を有している。

（注44）　鄧子恢「中南区の活動状況および今後の活動方針」一九五一年一一月。

（注45）　崑山県委員会協同部報告、毛沢東編「中国農村的社会主義高潮」、小川豊明・野間清訳「中国の村つくり」――農業生産協同組合の発展――二六頁。

（注46・47・48）　a.a. O., Bd1. S. 802. 第四分冊、一一五八頁。「国家は法律にもとづいて農民の土地所有権およびその他の生産手段の所有権を保護する」。中華人民共和国憲法、同第八条。

（注49）　「小規模の私的所有が存在し、小商品生産ウクラードが形成されているかぎりでは第一段階の社会主義社会においてはすべての生産手段が全人民的土地所有とされることはなく、自己の労働にもとづく小規模の私的所有はその所有者の自発性にもとづいて個別的集団の集団的所有（協同組合的所有）という形をとって社会化される。このような社会においては商品生産も価値法則も存在する。」藤田勇「社会主義的所有と契約」五頁。

（注50）　小農民経営揚棄の資本主義的な道と社会主義的な道、すなわち「農民のうち一部のものがしだいに富農化し、大多数の勤労農民はしだいに転落し貧困化する道と協同化をえてしだいに社会主義的集団農業にすすみ、すべての勤労農民が富裕になる道」毛沢東「中国農村的社会主義高潮」前掲書一六六頁訳註。「社会主義と資本主義の二つの道の闘争」（九四頁）は農業協同化過程の基本問題である。

（注51）　「関於合作社問題的決定」案の説明、陳伯達、「農業協同化の問題についての決議」北京・外文出版社四七頁。

（注52）、「過渡期社会主義体制における協同組合は農業の領域に広汎に残存する小生産を社会主義的生産に移行せしめる有力な手段として立ち現われる」。「流通過程の一環を掌握していたにすぎない」資本主義社会のそれと異なり、「生産協同組合へ独立的に発展し販売購買事業を逆に之に従事せしめることが出来る」。井上晴丸「日本協同組合論」五八頁。毛沢東「関於合作社的問題」、「農業協同化の問題について」北京・外文出版社。

具体的方向は次章で扱う。

（注53）　高橋勇治「中華人民共和国の本質」前掲書、八一頁。

四

中華人民共和国憲法によれば「生産手段の所有制の主要なものとして国家的所有制すなわち全人民的所有制、協同組合的所有制すなわち勤労大衆による集団的所有制、単独経営の勤労者による所有制、資本家的所有制」がある（第五条）。現段階（一九五四年）の中国においては、「全人民的所有制の社会主義経済であって、国民経済のなかの指導力であり、国家が社会主義的改造を実現する物質的基礎」であり、従って「優先的に発展させることを保証する」国営経済（第六条）と、「勤労大衆による部分的な集団的所有制で、単独経営農民・単独経営手工業者などを組織して集団的所有制にみちびく過渡的な形態」である協同組合経済（第七条）がある。法律にもとづいて保護されている農民の土地所有権・農民・手工業者の生産手段の所有権に基づく単独経営は次第に改造されて生産の協同化と購買販売の協同化（第八・九条）の組織を通じて協同組合経済に合流し、「資本主義的工商業（資本の所有権の保護）は次第に国家資本主義経済に転化するよう指導され、資本家的所有は次第に全人民的所有にかえられる方向」をとる（第一〇条）。

「社会主義の経済的基礎をつくりだすということ――それは農業を社会主義工業と一つの全体的な経済に結合すること、農業と工業との生産物の交換を基礎にして都市と農村との関係を調整すること、階級の発生、なによりもまず資本の発生をたすけるようなすべての通路をとざし、一掃すること、最後に直接に階級の廃絶をもたらすような生産と分配の諸条件をつくりだすことを意味する」。「しかしながら農業を社会主義化された工業と結合するためには、なによりもまず生産物分配の諸機関のゆたかな綱を、協同組合の――消費組合ばかりでなく、農業協同組合、生産組合の――機関のゆたかな綱をもたなければならない」[注55]。

中国における農業の社会主義化の基本的課題は小土地私有が如何にして人民的所有へ移行し、家族労作的小経営がいかにして集団的経営に転化しうるかの二点にあるとすれば、協同組合はいかなる役割を果しているか。

毛沢東「農業協同化の問題について」、「農業協同化の問題についての決議」（一九五五年一〇月四日）は、「土地問題」が解決した新しい革命の段階における「農業問題」たる農業協同化（＝農村における資本主義的要素との対決）について次のように方向づけている。すなわち農民の階層的相違によって協同化に対する熱意が相違する

という現実に立ち、貧農と旧中農下層及び元貧農であった新中農下層を軸に「互助組」[注56]を組織し、「単独経営の方式をもととした、分散した土地の耕作」に対して「協同労働と集団経営が如何にすぐれているか」、「労働力を合理的に組織し、共同で大農具を使用して労働生産性を高め、土地の活用、開墾、作付種目其の他を計画的に行い、大々的に灌漑排水施設を整備し、技術的改革を実現してゆくことがいかに農業生産力を急速に発展させるか」等を現実に示すことによって消極的な中農・富裕中農を説得する。「決して中農の利益を犯してはならない」し「富裕中農の資本主義的傾向にたいして行政的な強制手段をとることなく」、農業生産協同組合に対して優秀な大農具や役畜・灌漑設備などを出資する彼らに対して、或いは土地を共同耕作に提供する一般農民にたいして相応の公正な報酬を組合の年度収益の中から支払う（額は「定款」第十八条、三十一条による）。このような方法で小規模な互助組が合体して初級農業組合[注57]に成長し、組合員の私有財産、役畜・農具その他が組合員の任意により私有、共同利用の形に切りかえられ、やがて一定の期間を経過し、協同組合それ自体の発展に従って私有共用から組合共有、共同利用に移行する〔この場合役畜農具は組合が買いとり、土地についてはすでに支給していた報酬が補償を十分に行ったと思われる時期に停止され共有となる（「農業生産協同組合模範定款」（第三条））。その期間はその地方による。但し自給用の土地は私有のままのこす（第一七条）。又組合から脱退する農民は出資した土地・農具等すべての生産手段と出資金をもって出ることができる（第一五条）。

そしてこの生産協同組合は農村購買販売協同組合、農村信用組合[注58]と結合して生産面ばかりでなく流通・金融面からも投機、高利貸をふくむすべての不等価交換、不当利益の搾取を排し、資本の発生をたすけるような、又、貧雇農に農民を転落せしむるようなすべての通路をとざし、全面的に社会主義改造の役割を果すのである。

「土地の国有化は第一に農民の土地にたいする執着をたちきり、集団的経営への移行を容易にする条件をつくり出す、第二に絶対地代を根絶し、農業生産物の価格を引下げ、集団経営の優越性を保障する」といわれている。けれども土地国有化は「農業集団化を決定的に容易にするものではあっても、けっしてその不可欠の前提」ではない。「土地私有の原則が農民のきわめて広汎な層のなかに深く根をはっている」場合には、農民の土地にたいする渇望がはげしいから国有化は一挙に実現されるのでなく、「一連の措置をこうじ、集団化が進行していく過程で実現される」[注59]ものでなければならない。従って「農民の自由意志にもとづく生産協同組合への参加は土地私有のもとでは集団化にたいする反対と抵抗が土地国有のもとでよりも一そうはげしい」から、すでに述べた如く「集団経営―人民的土地所有が個人経営よりも有利であること、それが貧農と中農に困苦欠乏からの出口を与えるものだ」ということが具体的に農民に示されねばならなかったのである。

一九五五年六月には初級農業生産協同組合加入農家は総農家戸数の一四・二％（高級―なし）にすぎなかった（国家統計局「国民経済統計提要」）ものが、一九五六年一二月には加入農家が九六・一％、このうち高級協同組合[注60]が八三％を占めるに至った。すなわち五五年秋までに、協同化の第一段階たる互助組、互助協同組織加入農家が第二段階たる初級農業生産協同組合に移行し、さらに五六年一月より初級協同組合から新しい次の段階、すなわち高級協同組合に大幅の移行が開始されたのである。このような急速な農業の社会主義化は工業生産物との交換をもふくめて現実には幾多の問題[注61]をはらんでいるが、ともあれこの基本的方向は農業生産力を高め農民の生活水準をひき上げた[注62]。やがて全面的な集団化とともに中国独自の「農業の社会主義的再編成」が進むのであろう。

（注54）　中国における全人民的所有は当面自然的所与としての生産諸手段、「鉱物資源・水・法律によって国有とさだめる森林・未墾地およびその他の資源」（憲法第六条）。その他労働生産物としての生産手段と個人的消費過程に入りこんでいない消費資料。所有の社会化においては、「直接的生産者が同時に生産手段の所有者であり、『労働がふたたび自分の所有物としての自分の客観的諸条件に関係するようになる』。」藤田勇前掲書六七、二八四頁。その他同書二〇頁注20、参照。

（注55）　ブイルコ・チェルベンコフ「祖国戦線と緊急問題」一九五二年六月一三日付「恒久平和」一八八号。宇高基輔、前掲書、一三二頁。

（注56）　独立した小経営が互いに労働力、役畜農具を補いあう組織で主要作業を組で行う。「中国資料月報」第六〇号、(4)参照。

（注57）　「農民が自発的な意志と相互の利益をはかる原則にもとづいて」（第二条）「組合員は土地と労働力を出資し、集団的に耕作し、集団的に経営し、生産物もまたそれぞれの組合員が出資した土地の面積と労働力によって統一的に分配される」（「農業生産協同組合模範定款」第一条）。

（注58）　郷村単位。

（注59）　宇高基輔、前掲書、二三五頁。
毛沢東「関於合作社的問題」前掲書五頁。

（注60）　生産手段はすべて共有、生活資料、自家用の野菜畑・家畜、小型の農具は私有の点が初級と異なる。

（注61）　毛沢東「中国農村的社会主義高潮」前掲書一四、二二、三二、九九、一八七、二三一、三四八頁。

（注62）　「中国資料月報」第九九号、二九頁以下「協同化と農家収入および購買力の変化」参照。